電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (1世帯7万円の追加給付)のご案内

この給付金は、電力・ガス・食料品等物価高騰の影響を特に大きく受ける令和 5年度住民税非課税世帯や、令和5年1月から12月までに家計が急変して世帯 全員が住民税非課税相当となった世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり 7 万円

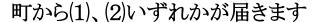
支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

①基準日(令和5年12月1日)時点で、 笠松町に住民登録があり、世帯全員が 令和5年度

「住民税が非課税」の世帯

- ②令和5年1月2日以降に笠松町に転 入された住民税非課税世帯
- ③転出、死亡、離婚等により住民税非 課税となった世帯
- ④収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯【家計急変世帯】



(1)電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金(3万円)を笠松町で受給し、世帯員に異動のない世帯

同封の別紙通知が届いた方は、このま まお待ちください。

※ただし受給を辞退する場合や、 振込先を変更する場合は、手続が必要となります。

(2)前回の3万円を未申請世帯、3万円を受給済 であっても世帯主が変更された世帯

確認書を送付します(要返送)

詳しくは裏面「①」へ

申請が必要です

申請期間:

令和6年1月22日(月) ~令和6年3月15日(金)

※郵送は消印有効

《申請書は、笠松町ホームページからダウンロードまたは福祉子ども課窓口でお渡しします》

詳しくは裏面「②」「③」「④」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

① 令和5年度住民税非課税世帯

笠松町から「支給のお知らせ」(同封の別紙通知)または「確認書」が届きます。

●「支給のお知らせ」が届いた方振込口座に変更がない場合は、手続きは必要ありません。



- ●「確認書」が届いた方は、必要事項を記入して、町に返信してください。
- ②③ 転入または、転出・死亡などにより世帯構成に異動があった世帯もしくは 修正申告などにより世帯全員が住民税非課税となった世帯
- ●給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ●同封の申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に 笠松町福祉子ども課窓口に、直接または郵送でご提出ください。



- ④ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)
- ●給付金を受け取るには、**申請が必要**ですので、下記お問い合わせ先に ご連絡、または町ホームページをご覧下さい。
- ●申請書に必要事項を記入して、ご提出ください。添付書類とともに下記窓口 に、直接または郵送
- ※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お問い合わせ下さい。)

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合:93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を 申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

【笠松町役場 福祉子ども課】 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

ත 058-388-1116